

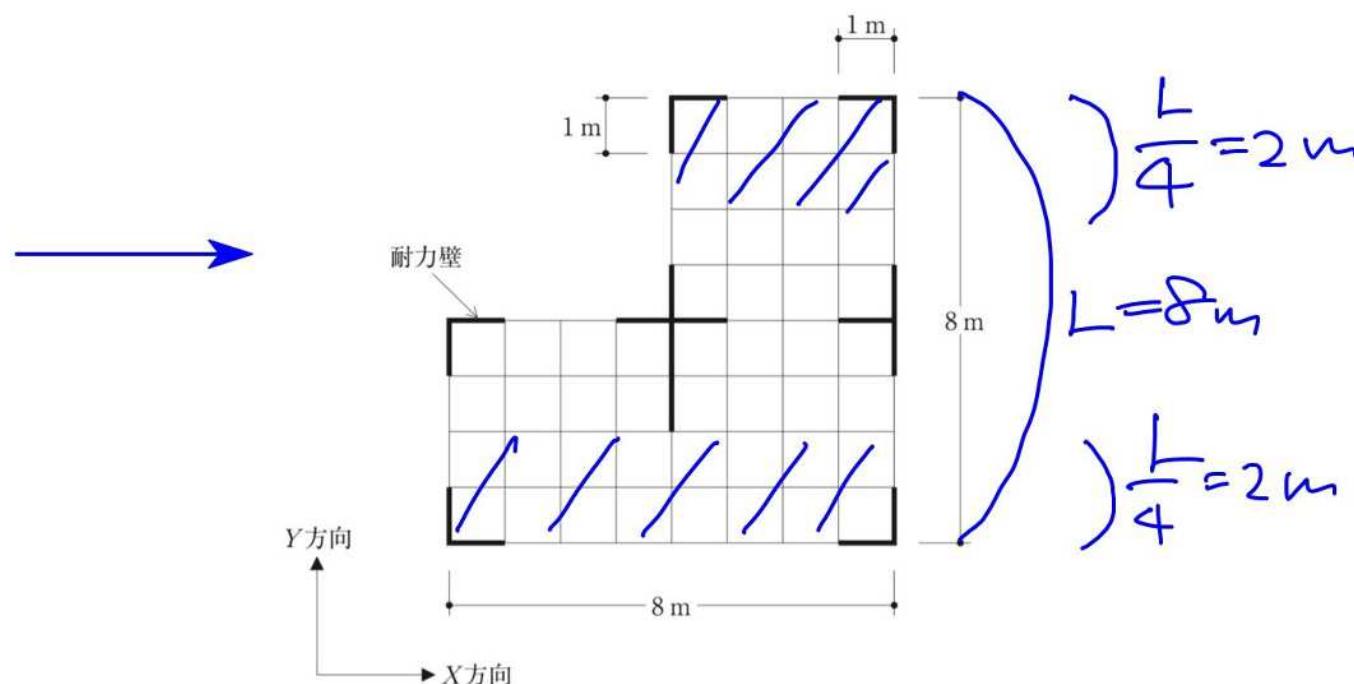
1. 壁量充足率は、各側端部分のそれぞれについて、存在壁量を必要壁量で除して求める。

46条

構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるよう
に、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

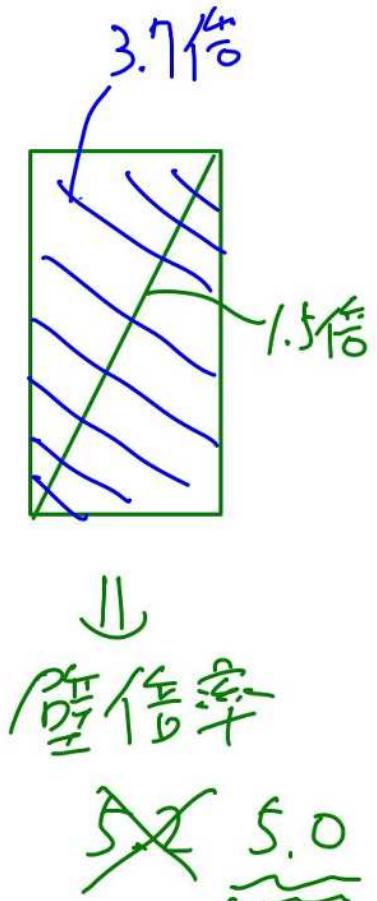
$$\text{壁率比} = \frac{\text{壁量充足率の小さい方}}{\text{壁量充足率の大きい方}}$$

$$\text{ここで、壁量充足率} = \frac{\text{存在壁量}}{\text{必要壁量}}$$



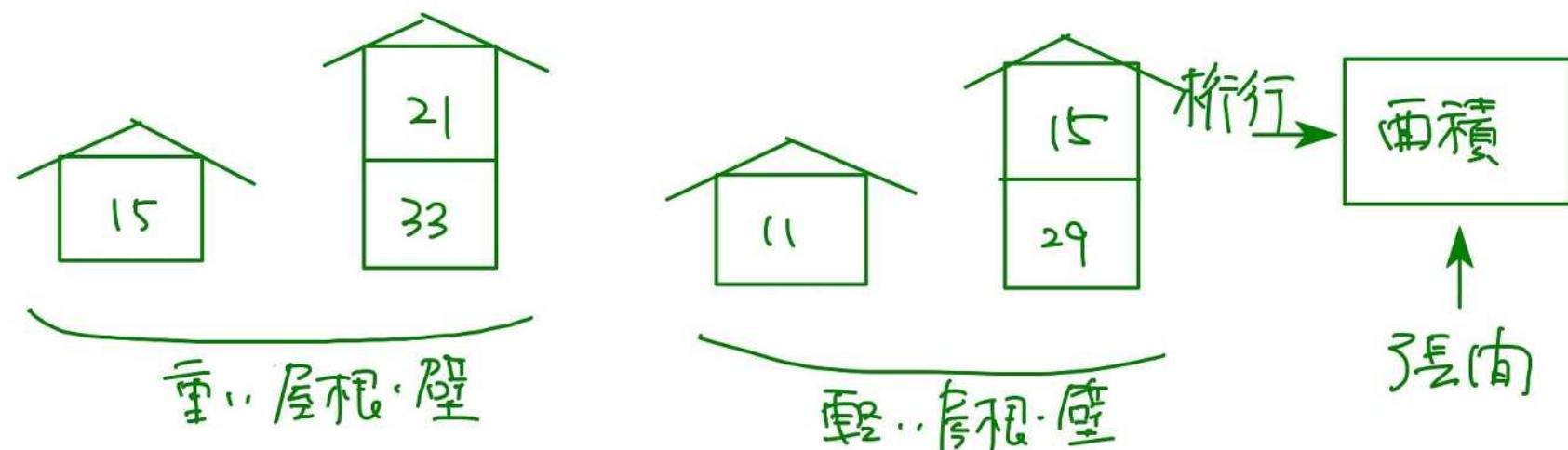
2. 筋かいを入れた壁倍率 1.5 の軸組の片面に、壁倍率 3.7 の仕様で構造用合板を釘打ち張りした耐力壁は、壁倍率 5.2 として存在壁量を算定する。

軸組の種類	倍率
(1) 土塗壁又は木すりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2) 木すりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組 厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	1
(3) 厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	
(4) 厚さ4.5cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	2
(5) 9cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3
(6) (2)から(4)までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞれの数値の2倍
(7) (5)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5
(8) その他(1)から(7)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものの	0.5から5までの範囲内において国土交通大臣が定める数値
(9) (1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6)までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1)又は(2)のそれぞれの数値と(2)から(6)までのそれぞれの数値との和



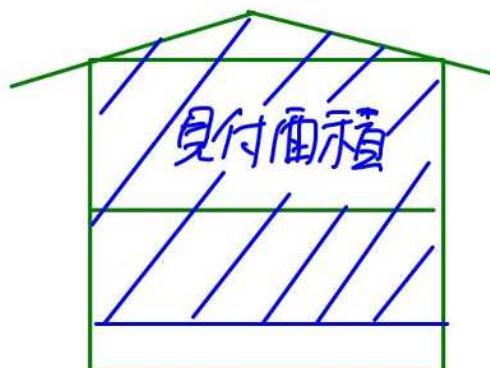
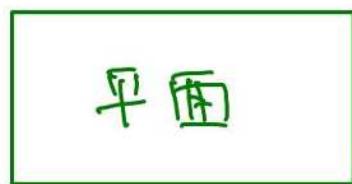
3. 平面が長方形の建築物において、張り間方向と桁行方向ともに必要壁量が地震力により決定される場合、張り間方向と桁行方向の同一階の必要壁量は同じ値である。

建築物	階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m ²)					
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
第43条第1項の表の(1)又は(3)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第43条第1項の表の(二)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。						



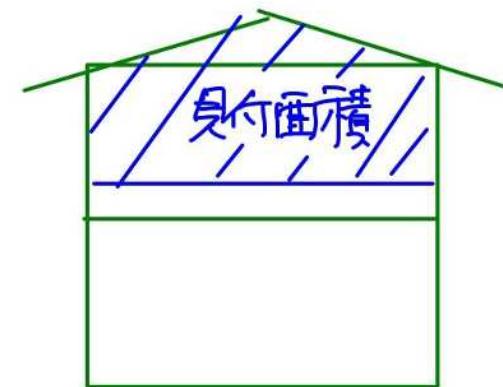
4. 風圧力に対する必要壁量を求める場合、見付面積に乗ずる数値は、1階部分と2階部分で同じ値を用いる。

	区域	見付面積に乗ずる数値(単位 cm/m ²)
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超える、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1)に掲げる区域以外の区域	50



1階に必要な壁量

$$\text{見付面積} \times 50 \text{ cm}/\text{m}^2$$



2階に必要な壁量

$$\text{見付面積} \times 50 \text{ cm}/\text{m}^2$$